

#### 4044 日モンゴル経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日モンゴル経済連携協定では、附属書 1 で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的引下げによる関税撤廃・削減、関税割当等の譲許の区分については、附属書 1 第 2 編第 1 節の「日本国の表についての注釈」で規定されています。

(参考：日本国の表についての注釈)

表 4 欄	内容	主な品目
A	協定の発効日に関税を撤廃	石炭、ほたる石
Bn	協定の発効日から「n+1 回」の毎年均等な関税の引下げ。基準税率から「n+1 回目」で撤廃 n=3, 4, 5, 7, 10, 15, 20 初 回：協定発効日 次回以降：4 月 1 日	ライ麦粉、ひまわり油
P	譲許表の 5 欄の注釈に定める条件に従って、関税削減	マーガリン、ワッフル及びウエハー、冷蔵又は冷凍ピザ
Q	関税割当を設定	チーズ、天然蜂蜜
R	再交渉	ばれいしょでん粉、冷凍牛肉
X	関税撤廃等の譲許なし	コメ、大麦、

※モンゴルの表については、協定附属書 1 第 3 編第 1 節(英文)を参照願います。

#### 日・モンゴルの関税譲許に関する条文

- ・ 日本の表（協定附属書 1 第 2 編第 2 節）（和文）  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067595.pdf>
- ・ モンゴルの表（協定附属書 1 第 3 編第 2 節）（英文）  
<http://www.mofa.go.jp/files/000067717.pdf>